

【もくじ】

- 司法への関心を高めよう
- 裁判官、検察官、弁護士の役割って何だろう？
- 裁判員制度とは？
- 選挙権年齢の引き下げについて
- いじめて犯罪になるの？
- 刑事事件・少年の刑事事件の流れ
- あぶない！SNSや無料通話アプリの利用
- 被害にあったときの相談窓口
- ♡ヒーゴくんが行く♡
- 検察庁のこと、もっと知りたい方へ(広報案内)



～司法への関心を高めよう～



刑事司法の目的は、犯罪を犯した人に対して、その犯した罪に相当する刑罰を科することにより、国民の生命、身体、財産や社会秩序を保護することです。その中でも、刑事裁判は、被告人(※犯罪を犯して裁判所に起訴された人)の権利を守りながら、厳しく定められた手続きに従って適正な審理を行い、法律に定められた手続きによって集められた証拠に基づいて被告人の有罪・無罪を判断し、刑を決めるという中核的な存在になります。さて、刑事裁判等に関する10問のクイズを用意しました。さあ解いてみましょう！わかるかな？

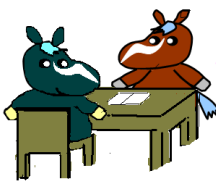
問1 犯罪を犯した人が裁判を受け「懲役〇〇年の判決が出た」というニュースがよく流れていますね。犯罪を捜査し、裁判所に起訴することを決める職業は次のうちどれでしょう？

- A 裁判官
- B 検察官
- C 弁護士



問2 財務局や法務局など国の仕事を行っているところがたくさんあります。検察官が仕事をしているところはどこでしょう？

- A 警察署
- B 裁判所
- C 検察庁



問3 検察庁は立法・司法・行政のうち行政にあたりますが、次のどの省庁に属しているでしょう？

- A 防衛省
- B 警察庁
- C 法務省



問4 検察庁は、権限等により4種類に分かれており、上級府から最高検察庁、高等検察庁、〇〇検察庁、区検察庁の4種類があります。各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にある〇〇検察庁は次のうちどれでしょう？

- A 中央検察庁
- B 簡易検察庁
- C 地方検察庁



問5 平成21年5月から始まった裁判員裁判は、国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容に国民の感覚が反映されることから、司法に対する国民の理解が深まることが期待されています。次のうち、裁判員にならない人はどれ？

- A 弁護士
- B 中学校の先生
- C 法学部の学生



問6 国民が裁判員として参加する裁判員裁判の対象となるのは、国民の関心の高い一定の重大な犯罪に関する第一審の刑事訴訟事件です。裁判員裁判に参加する裁判員の人数は原則として何人でしょう？

- A 9人
- B 4人
- C 6人



問7 裁判員になったら、してはいけないことは？

- A 裁判員になったことを家族に話す
- B 裁判員になったことを家族にネット上で公表する



問8 裁判員は、法律の知識がなくても大丈夫？

- A 大丈夫
- B 大丈夫じゃない

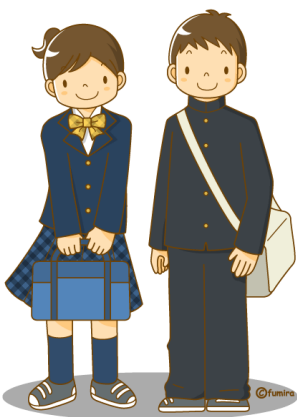


問9 裁判員の職務は、大きく分けて、法廷での審理に立ち会うこと、評議で意見を述べること、判決の宣告に立ち会うことです。裁判員が裁判に参加して出す結論は？答えは二つ。

- A 有罪かどうか
- B どのような刑にするのか
- C 意見を述べるだけ

問10 評議を尽くしても裁判員の意見が一致しなかったときはどうする？

- A 裁判官の意見に従う
- B 多数決で結論を出す
- C 一致するまで話し合う



答えは最終ページ



裁判官、検察官、弁護士の役割って何だろう？

裁判官

裁判をつかさどり、人を裁く役割を担う法律のスペシャリスト。中立の立場で公正な裁判を行います。

刑事裁判では、検察官側、被告人側双方の言い分を聞き、証拠調べを行って、被告人が本当に罪を犯したのかを明らかにします。有罪であれば、検察官の求刑が妥当であるかを判断し、判決を下します。



裁判官のバッジ

検察官

事件の捜査を行い、被疑者が本当に犯人なのか、被疑者が犯した罪がどのような罪に当たるかを見極め、最終的に被疑者を裁判にかけ(起訴)か、かけないかを判断します。起訴をした場合は、被告人が、どのような罪を犯し、どの法律に違反するのかを説明し、どの程度の刑罰に当たるかを示して、裁判官に求刑します。また、下された判決の執行を指揮するのも検察官です。



検察官のバッジ

弁護士

被告人(依頼人)の法律上の権利や利益、人権を守ります。「犯罪者(悪い人)をただかばっている」のではなく、罪を犯した人であっても、行き過ぎた刑罰が科されたり、違法な手続きが見逃されたりしないように、被告人の立場から意見を述べ、証拠を提出します。また、被告人の代わりに被害者と話をしたり、示談の手続きを行ったりします。



弁護士のバッジ

裁判員制度とは？

みなさんが裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める「国民の司法参加」を実現する制度です。

裁判員制度とは

裁判員制度は、個別の事件ごとに国民の中から選ばれた6人の裁判員の方に、刑事手続きのうち、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に、被告人が有罪か、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

裁判員裁判の対象事件

裁判員裁判の対象となるのは、国民の関心の高い一定の重大な犯罪です。例えば、殺人罪や、強盗が人を死亡させたりけがをさせる強盗致死傷罪、人の住居等に放火する現住建築物等放火罪、無謀な運転により事故を起こして人を死亡させる危険運転致死罪などが裁判員裁判の対象事件となります。

なお、裁判員裁判の多くは、5日前後で終了します。

裁判員になる資格

裁判員は、20歳以上の衆議院議員の選挙人名簿に登録された人の中から、くじ



※熊本地方裁判所で実際に「裁判員裁判」が行われている法廷です。

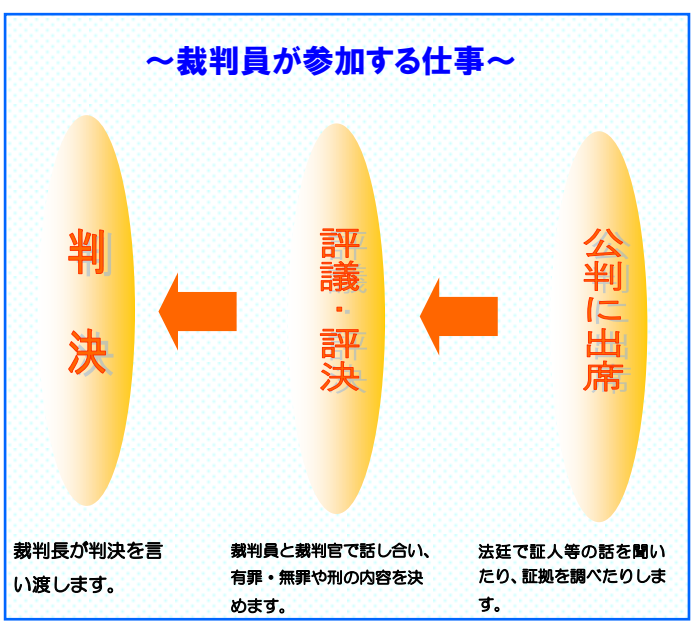


により選ばれます。裁判員は、各地方裁判所の管轄区域に住んでいる有権者の中から選ばれますので、熊本県内に住んでいる場合、(転

居した場合などを除く。)熊本地方裁判所で行われる裁判員裁判以外の裁判員に選ばれることはありません。

【テーマ】 選挙権年齢の引き下げについて

みんなにも2~3年後には選挙権が！ヒーゴさんと一緒に考えてみよう。



裁判員に選ばれる人数、確率

裁判員は、原則として、一つの事件ごとに6人選られます。また、裁判の途中で裁判員の人数が不足した場合に備え、補充裁判員を選任します。

補充裁判員は、最初から審理に立ち会い、裁判員が急病等で出席できないような場合に、代わって裁判員に選任されます。

平成26年に全国の地方裁判所で裁判員に選ばれた人は6,938人で、補充裁判員に選ばれた人は2,333人でした。これを前提にすると、全国で1年あたり、20歳以上の選挙権を持つ人の約10,800人に1人が裁判員又は補充裁判員に選任される計算になります。

これまで20歳以上だった選挙権年齢が**18歳以上**に引き下げられることは知っているかな？
これは、若い人たちにも国の在り方を決める政治に参加してもらって、若者の声を取り入れたいっていうことから始まるんだ。

みんなも選挙について考えてみようね。

選挙権年齢は、いつから**18歳以下**になるの？

選挙制度のことなどを定めている公職選挙法という法律が改正されたんだけど、その効力が発生するのは、今年の6月19日からなんだ。

おそらく、夏の参議院議員選挙から選挙権年齢が18歳以上になるよ。

18歳になったら何ができるの？

投票ができるのはもちろん、**選挙運動も**できるよになるんだ。

立候補の届け出がなされた後から投票日の前日までには選挙運動ができて、具体的には

- 友達に直接投票や応援の依頼をする
- 選挙運動のメッセージをインターネット上の掲示板などに書き込む

などといったことができるんだ。

休みの日なのに行きたくないな...
ボクが投票に行かなくても選挙結果は変わらないんじゃない？

そんなことはないよ！
みんなが持っているのは**大事な1票**なんだ！
選挙権年齢が引き下げられるけど、もし、若い人たちが誰も投票に行かなかったら、どうなるだろうか？

せっかく制度が変わったのに、若い人の声を届けることができないうよ。
そうすると、もしかしたら、立候補した人は、投票に行かない若者の声を聞くよりも、投票に行く上代の人の声を重視しようっていう気持ちになってしまうかもしれないよ。

選挙では、**みんなが代表者を選ぶことが**大事なんだ。

より良い未来を作っていくために
みんなも投票に行こう！



いじめって犯罪になるの？



文部科学省のホームページによると、いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないとされています。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の気持ちを重視して判断することとなっています。

最近のいじめには、スマートフォンのアプリケーションやインターネット上でSNS(ソーシャル・ネットワーク)キング・サービス)を利用したものもあり、社会問題となっています。

このコーナーでは、起こりうるいじめの事例を取り上げてみますので、それが犯罪に該当するか、考えてみましょう。

事例①
イライラしたから殴っただけ。けがをさせていないから犯罪にならないでしょ？

その行為、犯罪です！

けがをしていなくても、殴る蹴るなどの暴力を振るうと「**暴行罪**(2年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金等)」が成立します。

もしけがをさせた場合には、「**傷害罪**(15年以下の懲役又は50万円以下の罰金)」が成立します。

事例③
「盗んで来ないと殴るぞ。」と言って万引きをさせました。自分分は手を出していないから犯罪にならないでしょ？

その行為、犯罪です！

自分が手を出していないことも、被害者を脅したり暴力を振るったりして義務のないこと(このケースでは万引きをすること)を行わせた場合、「**強要罪**(3年以下の懲役)」が成立します。

事例⑤
「お金を渡さないと殴るぞ。」と言って、怯えた相手からお金を脅し取りました。実際に殴っていないから犯罪にならないでしょ？

その行為、犯罪です！

実際に殴っていないけれども、その脅す行為で被害者が怖がってお金を渡しているのが「**恐喝罪**(10年以下の懲役)」が成立します。

その脅す行為の程度や被害者が感じた恐怖の程度によって、「**強盗罪**(5年以上の懲役)」が成立する可能性があります。

事例②
相手のノートにたくさん悪口を書いて使えなくしました。破ったりしていないから犯罪にならないでしょ？

その行為、犯罪です！

破ったりした場合はもちろん、たくさん悪口を書くなぞいとして使えなくなつた場合であっても「**器物損壊罪**(3年以下の懲役又は30万円以下の罰金等)」が成立します。

事例④
ネットの掲示板に悪口をいっぱい書き込みました。相手に直接言っていないから犯罪にならないでしょ？

その行為、犯罪です！

掲示板などに悪口などを掲載して名誉を損ねた場合は、「**名誉毀損罪**(3年以下の懲役等又は50万円以下の罰金)」や「**侮辱罪**(拘留等)」が成立します。

いじめには様々なパターンがありますが、犯罪に該当しうる行為がたくさんあることは分かっています。また、民事裁判において、いじめた側に多額の賠償金を支払うよう命じる判決も出ています。

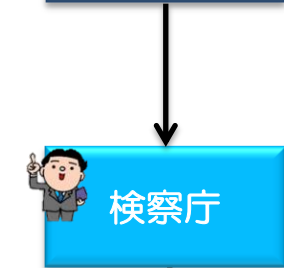
刑事事件の流れ～事件発生から判決まで～



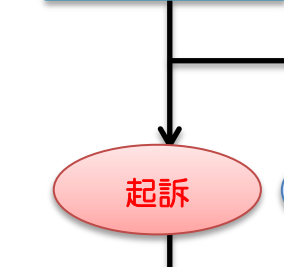
事件発生



警察など



検察庁



裁判所



事件が発生した場合、警察などが被疑者や被害者、目撃者から話を聞いたり、証拠物を発見、押収するなどの必要な捜査を行い、事件を検察庁に送致します。被疑者を逮捕することもあります。

検察官は、警察から送致された事件について、被疑者や関係者の取調べを行ったり、事件や事故の現場に行くなどの捜査を行った上で、起訴するか不起訴にするか決めます。

検察官は、被疑者を起訴した場合、裁判所に立ち会い、被告人(※被疑者は起訴されたら被告人と呼ばれます。)が犯罪を行ったことを証拠によって証明したり、どのような刑罰を与えるべきか意見を述べます。裁判官が判決を言い渡した後、その刑の執行を指揮するのも検察官です。

少年の刑事事件の流れ

～少年法の手続をみてみよう～

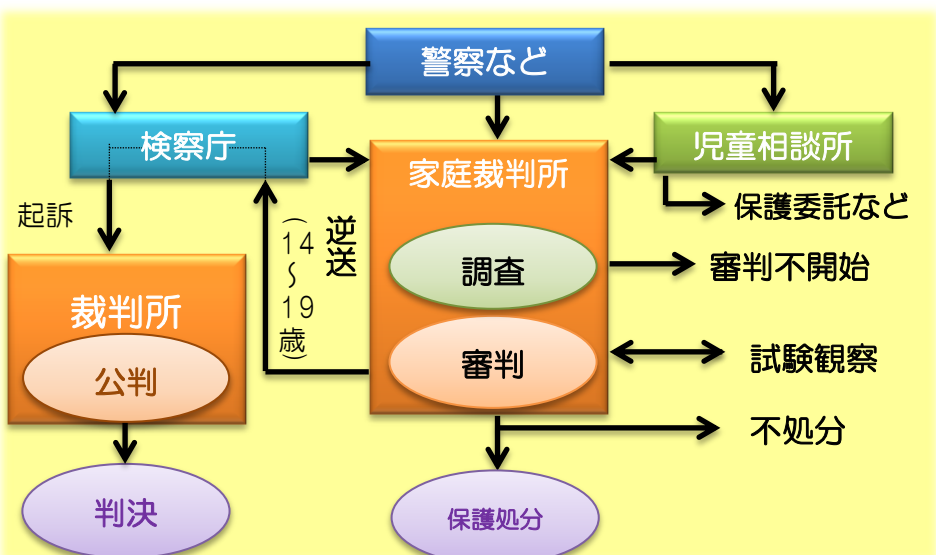
14歳以上20歳未満の少年の犯罪は、大人の犯罪とは区別して扱われます。その手続きを定めているのが少年法です。

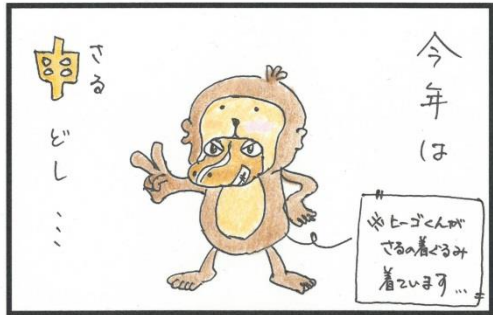
少年法の手続で中心になるのは、家庭裁判所の少年審判です。家庭裁判所の裁判官は、専門家に調査を依頼したり、少年本人や保護者から話を聞いたりして、審判を開始するかどうかを決めます。

審判の結果、保護観察や少年院送致などの「**保護処分**」、刑事処分が相当と判断されたときに事件が検察官に送られる「**検察官送致(逆送)**」、不処分などが決まります。

逆送を受けた検察官は、成人の事件と同様に起訴するかどうか決めることとなります。

起訴してからは、通常の裁判と同様で、公判が開かれた後、判決が言い渡されることとなります。





あぶない!

SNSや無料通話アプリの利用

スマートフォンなどの普及とともに、中高生がSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリなどを通じて、犯罪の被害に遭うケースが増えています。



趣味が同じだから会ってみない?

会ってくれたらおこづかいをあげるよ。

無料通話アプリのIDを交換する掲示板に自分のIDを書き込み、トラブルに巻き込まれるといったことが起きています。安易に書き込むことはやめましょう。

利用する上では、安全に利用するためのルールを家庭や学校で定め、健全な利用を心がけましょう。

何より「危険には近づかない」で、自分の身を守りましょう。



ちょっと待って!!
本当に信じていいの??

～SNSや無料通話アプリで実際に起きた事例を紹介します～

事例① わいせつ物頒布等の罪、名誉毀損罪
別れた元交際相手が、仕返しにわいせつな写真や動画などをSNS上に投稿し、不特定多数の人が見られる状態にした。

事例② 児童買春・児童ポルノ等規制法違反
女子中学生が無料通話アプリを通じて知り合った男性に会ったところ、その男性の自宅に連れて行かれ、裸の写真を撮影された。

被害にあったときの相談窓口

暴力や嫌がらせなどの被害にあったとき、犯罪かどうか分からなくても人から嫌なことをされて困っているとき、どこに相談していいのかわからないとき、家族や友達の様子がおかしくて心配なときは、相談窓口ご連絡してみてください。専門家がアドバイスしてくれたり、解決する方法を教えてくださいましよ。



くまもと被害者支援センター

犯罪等の被害者やその家族に対して、精神的なケアを行ったり、情報の提供をしたり、警察等で事情聴取を受ける際に付き添ったりします。相談・支援は無料です。

電話 096-386-1033

受付 月曜日～金曜日 午前10時から午後4時まで

メール center@k-v-support.jp

ホームページ <http://www.k-v-support.jp>

ゆあさいどくまもと

性暴力被害にあわれた方を支援するため、平成27年6月に設置されました。

女性相談員が24時間いつでも電話やメールでの相談に応じます。相談・支援は無料です。

24時間ホットライン 096-386-5555

メール support@yourside-kumamoto.jp

ホームページ <http://yourside-kumamoto.jp>

※ここで紹介した以外にも被害者支援センターのホームページには、「こどもの人権」や「心の悩み相談」などいろいろな相談窓口が紹介されています。秘密は固く守られますので、一人で悩まないで、ぜひ相談してくださいね。



～検察庁のこと もっと知りたい方へ～

熊本地方検察庁では、出前講座・移動教室を行っています!

関係機関の職員の方々と各学校の生徒さんに当庁に来ていただいたり、学校などに出向いたりして、現役の検事による業務説明や、裁判員制度の説明を行っています。出前講座では、DVDやプロジェクターを使用して、分かりやすく理解していただけるように工夫しています。また、色々な質問にお答えして、業務内容や裁判の仕組みなどを理解していただいています。

検察庁の仕事、裁判員制度、検察官のことなどについて、もっと知りたいという方がおられましたら、お気軽にお問い合わせください。



●お問い合わせ先●

〒860-0078

熊本市中央区京町1丁目12番11号熊本地方検察庁企画調査課（広報担当）

TEL 096-323-9035 FAX 096-323-9097

メールアドレス 39-kikakutyousaka@ppo.moj.go.jp

HP <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

熊本地方検察庁

検索



QRコードはごちそう!
アケ包も持っているよ!!

